

「広報かさま」 「笠間市公式ホームページ」に掲載する広告を募集します

市では、企業や商店などの振興、市の財源確保を図るために市の広報紙やホームページに掲載する広告を募集します。

掲載できる広告

掲載できる広告は、市民生活に関連したものです。

掲載できないもの

掲載する広告の内容が次に該当するときは掲載できません。

- (1) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律 122 号）第 2 条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 貸金業の規則等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号）第 2 条の適用を受ける業であるもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公共の秩序及び善良な風俗に反するおそれがあるもの
- (6) その他掲載する広告として妥当でないと市長が認めるもの

掲載位置、規格および広告料

広告媒体	位置	規格	広告掲載料 (1か月当たり)
広報かさま	市が指定する場所	45mm×85mm	10,470円
		45mm×170mm	20,950円
笠間市公式ホームページ	市が指定する場所	70ピクセル ×200ピクセル	20,950円

掲載期間

広告掲載の期間 1か月単位としますが、12か月連続して掲載することができます。申込書に希望する月数を記入して提出してください。

広告掲載開始日 審査会で適正と認められた広告については、準備が出来次第、順次掲載します。

申込み方法

申込書に必要事項を記載の上、広告の原稿もしくはサンプルとあわせて市役所本所秘書課まで提出ください。申込み期限は、下記のとおりです。

<申込期限> 広報かさま 掲載希望月の前々月の末日

笠間市公式ホームページ 原則、掲載希望月の前々月の末日

その他

- 市内に事業所を有する企業は、市税を完納しているものとする。
- 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとする。
- 広報かさまの広告は、2色とします。(色は市が指定)
- 市公式ホームページの広告は、カラーとなります。
- 掲載内容については、協議させていただきます。

申込み・問合せ 笠間市役所 秘書課広報戦略室 (内線 225)